

## 告 示

### 埼玉県告示第六百五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十九年五月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	あねとす 訪問介護	パナソニック エイジック シティ 北	草加ケアセンター そよ風	訪問介護 ちやのみ
変更事項	事業所 名称	事業者 名称	事業者 所在地	事業所 所在地
変更前	在宅支援センタ あねとす訪問 介護	株式会社 スマイルハート	東京都港区 南青山一 二一四ユニ マ ット青山ビ ル	狭山市新狭山 二一六―五九
変更後	あねとす 訪問介護	エイジライフ 株式会社	東京都港区北 青山二一七 一三プラセオ 青 山ビル	狭山市柏原 二二三〇―一
サービスの種類	訪問介護 介護予防 訪問介護	福祉用具貸与 福祉用具販売 特定福祉 用具販売 介護予防 福祉用具貸与 福祉用具販売 特定介護予防 福祉用具販売	通所介護 短期入所 生活介護 介護予防 通所介護 介護予防 短期 入所生活 介護	訪問介護 介護予防 訪問介護